

東員町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この東員町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：東員町 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

	R3	R4	R5	R6	R7
戸別訪問	■				

4 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- 不在の場合は、資料をポストインする。
- 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

※ 木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 耐震補強相談会の実施
- 広報誌による周知
- 自治会長会議での周知
- 防災訓練等の各種イベントにおける防災教育

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び(非)三重県木造住宅耐震促進協議会と連携して活動に取り組む。

7 具体的な取組内容について

①住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・「4 戸別訪問の実施」により実施する

②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促す。

③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
- ・ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

④耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・「5 その他の普及啓発活動」により実施する。
- ・庁舎において、耐震化の必要性に係るブース展示を行う。

8 住宅耐震化に係る支援目標

- ・事業実績及び目標(件数)

木造住宅耐震化 支援事業	H29	H30	R元	R2	R3 (目標)
耐震診断	14	8	5	6	9
耐震補強設計	2	1	0	2	2
耐震補強工事	2	1	1	2	2
除却工事	1	1	0	1	1

9 取組実績に関する自己評価

①前年度(令和2年度)の取組実績

- ・木造住宅耐震化支援事業については前記による。
- ・7①関連:山田地区(114戸)を対象に戸別訪問を実施した。
- ・7②関連:耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
- ・7③関連:ホームページにて改修事業者リスト(三重県木造住宅耐震促進協議会)の情報提供を行った。
- ・7④関連:広報誌、ホームページによる周知、庁舎において、耐震化を普及啓発するための掲示を行った。

②前年度(令和2年度)の課題

戸別訪問の際、不在により面談できなかった住宅が多かった。また、木造住宅耐震化支援事業の目標戸数を達成できなかった。

③令和3年度の取組方向

戸別訪問の実施時間帯を見直し、面談率を上げるとともに、耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者を対象に相談会を実施する。